

【介護保険負担限度額認定申請】の認定要件について

下記の表の、各利用者負担段階における「対象者」と「預貯金等資産要件」を同時に満たす方が負担限度額認定の対象となります。

利用者 負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	●老齢福祉年金受給で世帯全員*1が住民税非課税 ●生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	●世帯全員*1が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で 80万9千円以下*2	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	●世帯全員*1が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で 80万9千円*2超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	●世帯全員*1が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で 120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

*1 世帯分離している配偶者も含みます。

*2 令和7年7月までは、80万円です。

※65歳未満の方は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。